



# 08 令和4年分所得税の確定申告、 令和5年度市・県民税申告相談は予約制です

▶ 税務課 ☎23-3509

## 所得税および復興特別所得税の 確定申告が必要な方

- 事業所得・不動産所得などがあった方
  - ・各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超えた方 など
- 主な収入が給与の方
  - ・給与収入が2,000万円を超えた方
  - ・給与を1カ所から受け、給与所得と退職所得以外の各種所得合計が20万円を超えた方
  - ・給与を2カ所以上から受け、年末調整をされなかった給与収入と、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計が20万円を超えた方 など
- 主な収入が年金の方
  - ・公的年金などの収入金額が400万円を超えた方
  - ・公的年金など以外の所得が20万円を超えた方 など



## 市・県民税の申告が必要な方

- 令和5年1月1日現在、市内在住で確定申告をしない、次のいずれかに該当する方
  - ・給与・公的年金などの源泉徴収票に記載されていない各種控除を追加する方
  - ・給与所得や公的年金などに係る雑所得以外の所得(事業所得・不動産所得など)があった方
  - ・収入がなく、次のいずれかに該当する方
    - 他の親族の税金上の扶養になっていない方/国民健康保険の加入世帯の方/所得証明書などの発行を希望される方 など

## 市の会場で受付できない申告(※豊橋税務署で申告してください)

青色申告	過年分申告	準確定申告 (亡くなった方の申告)	国外に居住している親族を扶養親族とする申告
申告分離課税の上場株式等の配当所得の申告	太陽光発電に関する申告	暗号資産(仮想通貨)に関する申告	先物取引に関する申告
雑損控除の適用を受ける申告	消費税の申告	贈与税の申告	相続税の申告
住宅借入金等特別控除(初年度)等の適用を受ける申告	土地・建物・株式等の譲渡所得の申告(収用、利用集積を除く)		

## 確定申告書は スマートフォンで作成!

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、申告書を作成し、データ送信または印刷して郵送などで提出することができます。ぜひご利用ください。



◀ 国税庁HP

## 豊橋税務署での確定申告

期間:2月16日(木)~3月15日(水)  
 ※土・日曜日・祝日を除く/ただし2月19日(日)・26日(日)は開設  
 ※上記「市の会場で受付できない申告」を豊橋税務署で申告してください。



※入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日豊橋税務署で発行または国税庁公式LINEから事前発行ができます。

▶ 豊橋税務署電話相談センター  
 ☎(0532)52-6201



▲ 詳しくはこちら